

令和5年度福井市低所得世帯電力・ガス・食料品等 価格高騰支援給付金 (7万円/世帯) 支給手続きのご案内

支給には手続きが必要です

- 本給付金 (**1世帯当たり7万円**) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を支給するためには、**手続きが必要**です。
- 他市町から同一の70,000円の給付を受けた世帯は**対象外**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

福井市が確認書 (又は申請書) を **受理した日から3~4週間後**が目安です。

※受付開始当初は申請が殺到するため、振込までに時間を要します。ご理解の程、宜しくお願いします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月~12月の収入が
予期せず減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯 (家計急変世帯)

福井市から
確認書が届きます (返送**要**)

※一部申請が必要な場合があります。

令和5年12月1日時点で住民登録のある方へ福井市から確認書が送付されます。

**受付期間：令和6年1月22日(月)
~令和6年4月30日(火)**

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

**申請期間：令和6年1月22日(月)
~令和6年4月30日(火)**

申請時点で福井市に住民登録がある場合、申請が可能です。

【申請書配置場所】市社会福祉協議会、市担当窓口など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認下さい。

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から福井市にお住まいの場合

- 対象となりえる世帯には、福井市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）の確認、及び必要事項を記入の上、福井市に**返信して下さい**。



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方等がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、福井市に提出して下さい。



※ (1)・(2) 共に、住民税の修正申告等により、課税から非課税になった場合も申請が必要です。

II 令和5年1月から12月の間に予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当(※1)となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、福井市に提出して下さい。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下である事を指します（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、ご不明な場合は下記事務局までお問い合わせ下さい）。

<福井市の場合の住民税非課税となる年間給与収入の目安>

例1) 単身又は扶養親族がない場合：965,000円以下

例2) 配偶者・親族2名(=計3名)を扶養している場合：2,327,000円以下

ただし、I・IIのいずれの世帯も、世帯の全員が住民税を課されている他の親族等の扶養を受けている場合は給付対象外です。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ・申請先

福井市価格高騰支援給付金事務局

電話 **0776-43-3070** FAX **0776-20-5708**

(受付時間 平日9:00~17:00 令和6年3月31日まで)

〒910-8511 福井市大手3-10-1 市役所本館3階 第3会議室(A)